

4 法人税

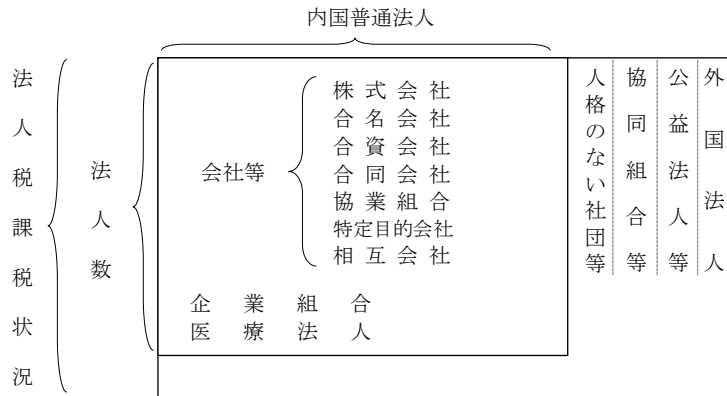
統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に終了した事業年度分についての法人税課税状況、法人数から成っており、全数調査により調査、集計した。「4-1 課税状況」は、課税対象となる法人について示しており、「4-2 法人数」はその内、内国普通法人（連結法人を除く。）を業種別、資本金階級別等にしたものである。

なお、「4-1 課税状況」で示している税額に関する項目に復興特別法人税は含まず、地方法人税は参考として掲載している。

以上の関係を図示すれば次のとおりである。



2 用語の説明

(1) 法人の種類及び課税の範囲

イ 内国法人……国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。

- 公共法人……………法人税法別表第一に該当する法人＝法人税の納税義務を有しない。
(例 地方公共団体、地方道路公社、日本放送協会)
- 公益法人等……………法人税法別表第二に該当する法人＝収益事業から生じた所得についてのみ課税される。(例 公益財団法人、公益社団法人、非営利型法人に該当する一般財団法人又は一般社団法人、社会福祉法人、宗教法人、学校法人)
※特定非営利活動法人など、公益法人等とみなす法人を含む。
- 協同組合等……………法人税法別表第三に該当する法人＝課税の範囲について特例はないが、普通法人に比べ適用される税率が低い。(例 農業協同組合、漁業協同組合、労働金庫、信用金庫、森林組合)
- 人格のない社団等……法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの＝収益事業から生じた所得についてのみ課税される。
- 普通法人……………上記以外の法人＝課税の範囲について特例はない。

ロ 外国法人……内国法人以外の法人＝日本国内に源泉のある所得について課税される。

ハ 連結法人……連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人をいう。

(2) 事業年度……………通常、法人の決算期間のことをいう。

年1回決算（決算期間12か月）の法人、年2回決算（決算期間6か月）の法人などがある。

(3) 資本金の額……………事業年度末の払込済資本金額又は出資金額である。

3 法人税の税率

(1) 各事業年度の所得及び清算所得に対する税率

区 分	各事業年度の所得に対する税率								区 分	清算所得に対する税率	
	普 通 法 人		協同組合等		公益法人等					普通法人	協同組合等
	基本税率	中小法人 の 軽減税率			一般社団法人等		左記以外の公益法人等				
			年800万円 超の金額	年800万円 以下の金額	年800万円 超の金額	年800万円 以下の金額	年800万円 超の金額	年800万円 以下の金額			
平成21年4月1日以後 に終了する事業年度 （平成24年4月1日前 に開始する事業年度に 限る。）	30%	18%	22% (26%)	18%	30%	18%	22%	18%	平成11年4月1日以後に解散又は平成11年4月1日から平成13年3月31日までの間に合併をした場合	27.1%	20.5%
平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度	25.5%	15%	19% (22%)	15%	25.5%	15%	19%	15%	平成22年10月1日以後に解散をした場合	廃止 (通常所得課税)	
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度	23.9%				23.9%						
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度	23.4%				23.4%						

- (注) 1 各事業年度の所得に対する税率のうち、普通法人に対する中小法人の軽減税率は、資本金1億円以下の法人又は資本を有しない法人の所得金額のうち、年800万円以下の金額について適用される。
ただし、平成22年4月1日以後開始する事業年度において、資本金5億円以上の大法人等との間に、その大法人等による完全支配関係がある普通法人（内国法人に限る。）については、この軽減税率は適用されない。
また、平成23年4月1日以後開始する事業年度（平成23年6月30日前に終了する事業年度を除く。）においては、完全支配関係がある複数の大法人等に発行済株式等の全部を保有されている普通法人についても、この軽減税率は適用されない。
- 2 協同組合等の（ ）書きの税率は、特定の協同組合等の所得のうち10億円を超える分のものである。
- 3 一般社団法人等とは、公益社団法人及び公益財団法人並びに非営利型法人をいう。
- (2) 退職年金等積立金に対する税率
退職年金等積立金の額の1%
(注) 平成11年4月1日から平成32年3月31日までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、法人税は課されない。
- (3) 特定信託の各計算期間の所得に対する税率
特定信託の各計算期間の所得額の30%
(注) 特定信託の各計算期間の所得に対する税率は、平成19年9月30日前に効力を生じた信託について適用される。
- (4) 同族会社及び同族特定信託の留保金に対する特別税率
特定同族会社の各事業年度の留保金額が留保控除額を超える場合には、その特定同族会社に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、通常の法人税の額に、その超える部分の留保金額を区分してそれぞれの金額に税率を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とする。
- イ 留保金額
- (イ) 同族会社
各事業年度の留保所得金額から次のうち最も多い金額を控除した金額
①所得等の金額の40%相当額
②年2,000万円
③資本金の25%相当額からその事業年度末の利益積立金額を控除した金額
- (ロ) 同族特定信託
各計算期間の留保所得金額から次のうちいずれか多い金額を控除した金額
①所得等の金額の40%相当額
②年2,000万円
- ロ 留保金額に対する税率
年3,000万円以下の金額の10%
年3,000万円を超え、年1億円以下の金額の15%
年1億円を超える金額の20%
- (注) 1 この特別税率の適用について、対象会社(特定同族会社)の判定は1株主グループにより行われる（同族特定信託の判定も同様）。
2 特定同族会社のうち、資本金1億円以下の被支配会社については、この特別税率は適用されない。
ただし、平成22年4月1日以後開始する事業年度においては、資本金1億円以下の被支配会社であっても、資本金5億円以上の大法人等との間に、その大法人等による完全支配関係がある被支配会社については、この特別税率が適用される。
また、平成23年4月1日以後開始する事業年度（平成23年6月30日前に終了する事業年度を除く。）においては、完全支配関係がある複数の大法人等に発行済株式等の全部を保有されている被支配会社についても、この特別税率が適用される。
3 同族特定信託の留保金に対する特別税率は、平成19年9月30日前に効力を生じた信託について適用される。
4 清算中の被支配会社については、この特別税率は適用されない。

(5) 各連結事業年度の連結所得に対する税率

区 分	各連結事業年度の連結所得に対する税率			
	連結親法人			
	普通法人		協同組合等	
	基 本 税 率	中小法人の 軽減税率	年800万円 超の金額	年800万円 以下の金額
平成21年4月1日以後 に終了する連結事業年 度（平成24年4月1日 前に開始する連結事業 年度に限る。）	30%	18%	23%	19%
平成24年4月1日から 平成27年3月31日ま での間に開始する連結 事業年度	25.5%	15%	20%	16%
平成27年4月1日から 平成28年3月31日ま での間に開始する連結 事業年度	23.9%			
平成28年4月1日から 平成29年3月31日ま での間に開始する連結 事業年度	23.4%			

(注) 各連結事業年度の連結所得に対する税率のうち、普通法人である連結親法人に対する中小法人の軽減税率は、資本金1億円以下の連結親法人のうち、年800万円以下の金額について適用される。

ただし、平成22年4月1日以後開始する連結事業年度において、国外の資本金5億円以上の大法人等との間に、その大法人等による完全支配関係がある連結親法人については、この軽減税率は適用されない。

また、平成23年4月1日以後開始する連結事業年度（平成23年6月30日前に終了する連結事業年度を除く。）においては、完全支配関係がある複数の大法人等に発行済株式等の全部を保有されている連結親法人についても、この軽減税率は適用されない。

(6) 連結同族会社の連結留保金に対する特別税率

連結特定同族会社の各事業年度の留保金額が留保控除額を超える場合には、その連結特定同族会社に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、通常の法人税の額に、その超える部分の留保金額を区分してそれぞれの金額に税率を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とする。

イ 連結留保金額

各連結事業年度の連結留保所得金額から次のうち最も多い金額を控除した金額

①連結所得等の金額の40%相当額

②年2,000万円

③連結親法人の資本金の25%相当額からその連結事業年度末の連結利益積立金額を控除した金額

ロ 連結留保金額に対する税率

年3,000万円以下の金額の10%

年3,000万円を超え、年1億円以下の金額の15%

年1億円を超える金額の20%

(注) 1 この特別税率の適用について、対象会社(連結特定同族会社)の判定は、1株主グループにより行われる(同族特定信託の判定も同様)。

2 連結特定同族会社に該当する連結親法人の資本金が1億円以下である場合、この特別税率は適用されない。

ただし、平成22年4月1日以後開始する連結事業年度においては、資本金1億円以下である連結親法人であっても、国外の資本金5億円以上の大法人等との間に、その大法人等による完全支配関係がある連結親法人については、この特別税率が適用される。

また、平成23年4月1日以後開始する連結事業年度（平成23年6月30日前に終了する連結事業年度を除く。）においては、完全支配関係がある複数の大法人等に発行済株式等の全部を保有されている連結親法人についても、この特別税率が適用される。